○舟形町民間賃貸共同住宅等建設支援補助金交付要綱

令和５年３月28日

告示第21号

改正　令和6年3月29日告示第55号

　（目的）

第１条　この要綱は、賃貸共同住宅の整備を促進し、本町への定住化を図るため、賃貸共同住宅を新築した者に対して、舟形町補助金等交付規則(平成19年規則第3号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付するものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において「賃貸共同住宅」とは、賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する住宅であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1)　建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準に適合するものであること。

(2)　新築であること。

(3)　建設する1棟につき、２以上の住戸数を有するものであること。

(4)　各戸に玄関、便所、浴室、台所、インターネット回線設備を設置すること。

(5)　住戸1戸当たりに1台分以上の専用駐車スペースを有するものであること。

(6)　組立式仮設住宅でないもの。

　（交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、新たに町内で賃貸共同住宅を建設し、その所有者となる個人又は法人であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1)　町税及び上下水道料金を滞納していない者

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でない者

(3)　国、県及び他の団体等から本事業と重複する補助金等の交付を受けていない者

　（交付の条件）

第４条　竣工日から120か月間（以下「管理期間」という。）にあって、補助金の対象となる賃貸共同住宅（以下「対象住宅」という。）の入居者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1)　申し込み時点において満45歳未満であること。

(2)　本町の区域外に居住している者が入居する場合、入居後30日以内に本町への転入手続きを完了すること。

(3)　個人が建設する対象住宅にあっては、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族でないこと。

(4)　法人が建設する対象住宅にあっては、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族でないこと。

２　補助金の交付対象経費は、対象住宅の外構工事を除く建築工事に要する経費とし、1戸当たり税抜き500万円以上であること。

　（補助金の額）

第５条　補助金の交付の額は、別表のとおりとする。

　（補助金の認定申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに舟形町賃貸共同住宅建設支援事業補助金交付認定申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　建物の位置図（縮尺20,000分の1以上）

(2)　建物及び駐車場の配置図（縮尺300分の1以上）

(3)　建物の平面図及び立面図（縮尺100分の1以上）

(4)　建物の床面積求積図

(5)　建物の工事見積書

(6)　納税証明書

(7)　誓約書兼同意書（様式第2号）

(8)　法人の場合は、直近の決算書類、定款及び履歴事項全部証明書

(9)　その他町長が必要と認める書類

　（補助金の交付認定）

第７条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、舟形町賃貸共同住宅建設支援事業補助金交付認定（不認定）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

　（認定内容の変更）

第８条　前条の規定による補助金交付の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該認定に係る内容を変更するとき又は申請を取下げるときは、舟形町賃貸共同住宅建設支援事業補助金交付認定内容変更（取下げ）承認申請書（様式第4号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

　（認定内容の変更承認）

第９条　町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、舟形町賃貸共同住宅建設支援事業補助金交付認定内容変更（取下げ）承認（不承認）通知書（様式第５条）により認定者に通知するものとする。

　（交付申請）

第10条　認定者は、対象住宅に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の交付を受けた後、速やかに次に掲げる必要書類を添えて補助金交付申請書（規則様式第１号）を町長に提出しなければならない。

(1)　確認済証の写し

(2)　工事請負契約書の写し

(3)　その他町長が必要と認める書類

　（交付決定）

第11条　町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金等交付決定通知書（規則様式第３号）により認定者に通知するものとする。

　（申請内容の変更等）

第12条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に申請内容を変更するとき又は申請を取下げるときは、補助事業等変更（中止・廃止）申請書（規則様式第２号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2　町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助金等変更交付決定通知書（規則様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告）

第13条　補助事業者は、建設工事が終了したときは、速やかに実績報告書（規則様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　事業決算書

(2)　建物、附帯設備等支払い領収書の写し

(3)　建物の所有権保存登記又は建物表示登記の写し

(4)　建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し

(5)　建物、附帯設備等の完成写真（4方向）

(6)　その他町長が必要と認める書類

　（補助金額の確定）

第14条　町長は、前条に規定する報告があったときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等交付額確定通知書（規則様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第15条　補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けた時は、速やかに補助金交付請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

　（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消すことができる。

(1)　この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3)　その他町長が補助金の交付決定を取消すべき事由があると認めたとき。

2　前条の規定により補助金の交付決定を取り消された補助事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

　（新築した賃貸共同住宅等の管理）

第17条　補助事業者は、管理期間中にあっては、対象住宅の用途を変更し、又は取り壊してはならない。

2　補助事業者は、管理期間中は対象住宅の用途を変更し、又は取り壊してはならない旨を定めた契約に限り、対象住宅を売買、交換その他の取引に供することができる。この場合において、新たに住宅を引き継いだ者（以下「引継者」という。）は、この要綱により定められた事項について遵守しなければならない責を負うものとする。

3　前2項の規定に関わらず、補助事業者（引継者を含む。以下同じ）は、災害その他の理由により対象住宅として引き続き管理することが困難であると町長が認めたときは、管理期間中であっても対象住宅の用途を変更し、又は取り壊すことができる。

　（調査、報告等）

第18条　補助事業者は、管理期間中にあっては、第4条第1項各号の規定が遵守されていることを確認するため、毎年５月１日現在の入居者等調査表（様式第７号）を同月の末日までに町長に提出しなければならない。

　（その他）

第19条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、告示の日から施行し、令和８年３月31日限り、その効力を失う。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月29日告示第　号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者の別及び１戸  当たりの居住  室数  補助金額 | 町内に事業所、営業所等を有する法人又は町内に住所を有する個人と工事請負契約を締結する者 | | 町外に事業所、営業所等を有する法人又は町外に住所を有する個人と工事請負契約を締結する者 | |
| 居住室2室  以上 | 居住室1室 | 居住室2室  以上 | 居住室1室 |
| １戸当たりの建設費  補助金額(舟形地区) | 160万円 | 100万円 | 140万円 | 84万円 |
| １戸当たりの建設費  補助金額(長沢･富長地区) | 640万円 | 380万円 | 530万円 | 320万円 |
| １戸当たりの建設費  補助金額(堀内地区) | 800万円 | 480万円 | 670万円 | 400万円 |
| １戸当たりの融雪設備補助金額 | 20万円 | | | |
| 土地の取得に対する補助金の額 | 購入費用の１/３の額 | | | |

※１申請者当たりの補助限度額は設けない